



## 南町田グランベリーパークの運営における協働に関する協定書

町田市（以下、「甲」という。）及び東京急行電鉄株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間の「町田市内の東急田園都市線沿線地域におけるまちづくりの推進に関する協定書（2013年12月18日付）」、「町田市内の東急田園都市線沿線地域におけるまちづくりの推進に関する協定書（第1回更新）（2019年4月1日付）」、「南町田駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定書（2014年10月1日付）」、及び「南町田拠点創出まちづくりプロジェクトの共同推進に関する協定書（2016年2月29日付）」に基づき、「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を官民共同で推進している。

甲と乙は、2019年秋に予定するまちびらきに向けて、本プロジェクト範囲内における鉄道駅、公園及び商業施設を中心とした「南町田グランベリーパーク」の運営に協働して取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲が2015年6月に策定した『南町田駅周辺地区拠点整備基本方針』が示す、まちの将来像の実現に向け、南町田グランベリーパークの運営面においても、甲と乙が協働して取り組むこと（以下、「本取組」という。）を確認し、その内容及び推進体制等を定めることを目的とする。

### （本取組の位置及び範囲）

第2条 本取組を実施する位置及び範囲は、別紙のとおり、本プロジェクトの範囲内（以下、「本エリア」という。）とすることを基本とする。

### （取組内容）

第3条 本取組において、甲と乙が協働して取り組む内容は、次の各号のとおりとする。

- 一 本プロジェクトの基本理念を踏まえた本エリア内施設の運営及び維持管理
- 二 本エリアの魅力向上に資する情報発信
- 三 本エリア内施設の横断的かつ積極的な連携による、さらなる魅力の形成
- 四 鶴間公園と商業施設の連携による、本エリアを核とした地域の防災・防犯力の強化

2 甲と乙は、協議のうえ、必要と認めた場合には、前項各号に掲げる取組内容を変更することができるものとする。

### （推進体制）

第4条 甲と乙は、双方が本エリア運営の主体であることを確認し、将来にわたる本エリアの持続的な発展を目指して、地域の市民、地域団体等との連携を図りながら協働し、主体的かつ継続的に本取組を推進するものとする。

2 本取組の推進において、甲及び乙は、必要に応じて、既存の制度や枠組みにとらわれない新しい手法、制度、体系等を創りだしていくことも視野に入れ、従来の官民の領域を相互に超えた提案、実践を行っていくものとする。

(取組方法等)

第5条 甲と乙は、まちづくりの運営に関する事項等について、必要に応じて、別途協定を締結して推進するものとする。

2 本取組の費用負担については、取組内容に応じて甲乙が応分の負担をするものとし、負担額、支払時期及び方法等の詳細については、甲乙が別途協議して定めるものとする

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2024年3月末日までとする。更新に関する協議については、別途甲乙協議の上定めるものとする。

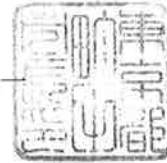
(協議事項)

第7条 本協定の定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々その1通を保有する。

2019年4月1日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号  
町田市  
市長 石坂 丈一



乙 東京都渋谷区南平台町5番6号  
東京急行電鉄株式会社  
取締役社長 高橋 和夫



位置・範囲図

